

サービス提供の基本的な考え方について

社会福祉法人 あひるの会

あかね園

統括施設長 松尾 公平

はじめに 近年の障がい福祉は（〇〇な時代）

- ・「障がい」だけではない様々な「生きづらさ」が絡み合い、支援ニーズや課題が多岐となった時代
（より高い**専門性**が求められる時代）
- ・複数のサービスを組み合わせて、ひとり一人に合った支援をカスタマイズする時代
（「抱え込まない」**「連携する」**時代）
- ・契約者の権利意識が高まり、「成果」や「支援の質」「可視化」を強く求められる時代
（**選ばれる時代**、淘汰される時代）
- ・誰でもすぐに情報を取得できる時代、また支援者もスピード感をもって情報を活かす時代
（家族も含めたチーム支援では**情報の取り扱い**が鍵となる時代）
- ・支援者の慢性的な人材不足（職場定着率）がより深刻化する時代
（**「人財」**が事業所の運営を大きく左右する時代）
- ・地域を意識した支援が求められ、地域の意識も変わりつつある時代
（社会全体が**地域共生**を目指す時代）

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは

1 支援プロセスの管理に関する事

- (1) 個別支援計画の作成に関する業務
- (2) 当該サービス提供事業所以外における利用状況の把握
- (3) 自立した日常生活が可能と認められる利用者に対する必要な支援の提供

2 サービス提供者（職員・従業者）への指導・助言に関する事

3 関係者や関係機関の連携に関する事

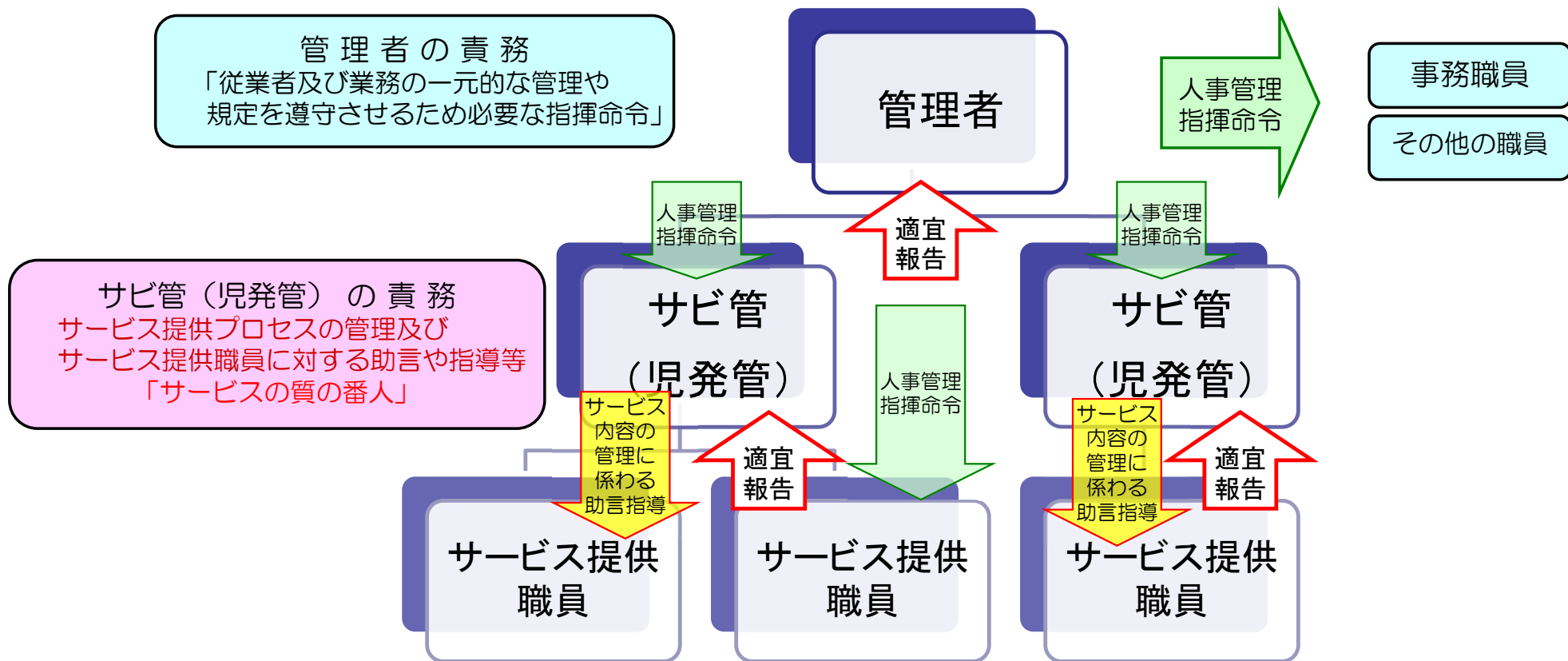
4 その他（利用者満足度や第三者評価等）に関する事

引用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

サビ管（児発管）という立場



基礎研修・実践研修・更新研修のねらい

更新研修：自己検証

施策の最新の動向、自己検証、スーパーバイズ、人材育成によるサービス（支援）の質の向上

5年毎

サービス（児童発達支援）管理責任者として継続

実践研修：質の向上

支援会議の運営、サービス（支援）提供職員への助言・指導、個別支援計画の質の向上、人材育成によるサービス（支援）の質の向上

基礎研修修了後2年

サービス（児童発達支援）管理責任者として配置

基礎研修：プロセスの理解

アセスメント、個別支援計画の作成、相談支援専門員との連携、多職種連携

3年

原案作成が可能

サービス提供の基本的な考え方

サービス提供の基本的な考え方

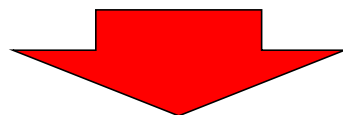
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

1. 利用者主体

支援を必要とする人々は、様々な「生きづらさ」を抱えていますが、各種サービス等を主体的に利用し、自分の人生を切り開いていく人でもあります。



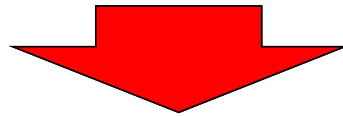
福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要です。

人生の主演は
利用者本人



2. 利用者の自立（自律）

福祉サービスを提供する際には、利用者がそれらを主体的に活用して、人生を歩めるよう支援していくことが重要となります。



福祉サービスの利用においても、自分の人生は自分で決めていくこと、すなわち、その人の自立あるいは自律を尊重していくことが重要です。

自己決定の尊重
意思決定の支援



3. エンパワメント

それまでの人的・社会的環境によって、主体的に自らの力を発揮することが困難な状態、すなわちパワレスな（力を失った）状況があります。

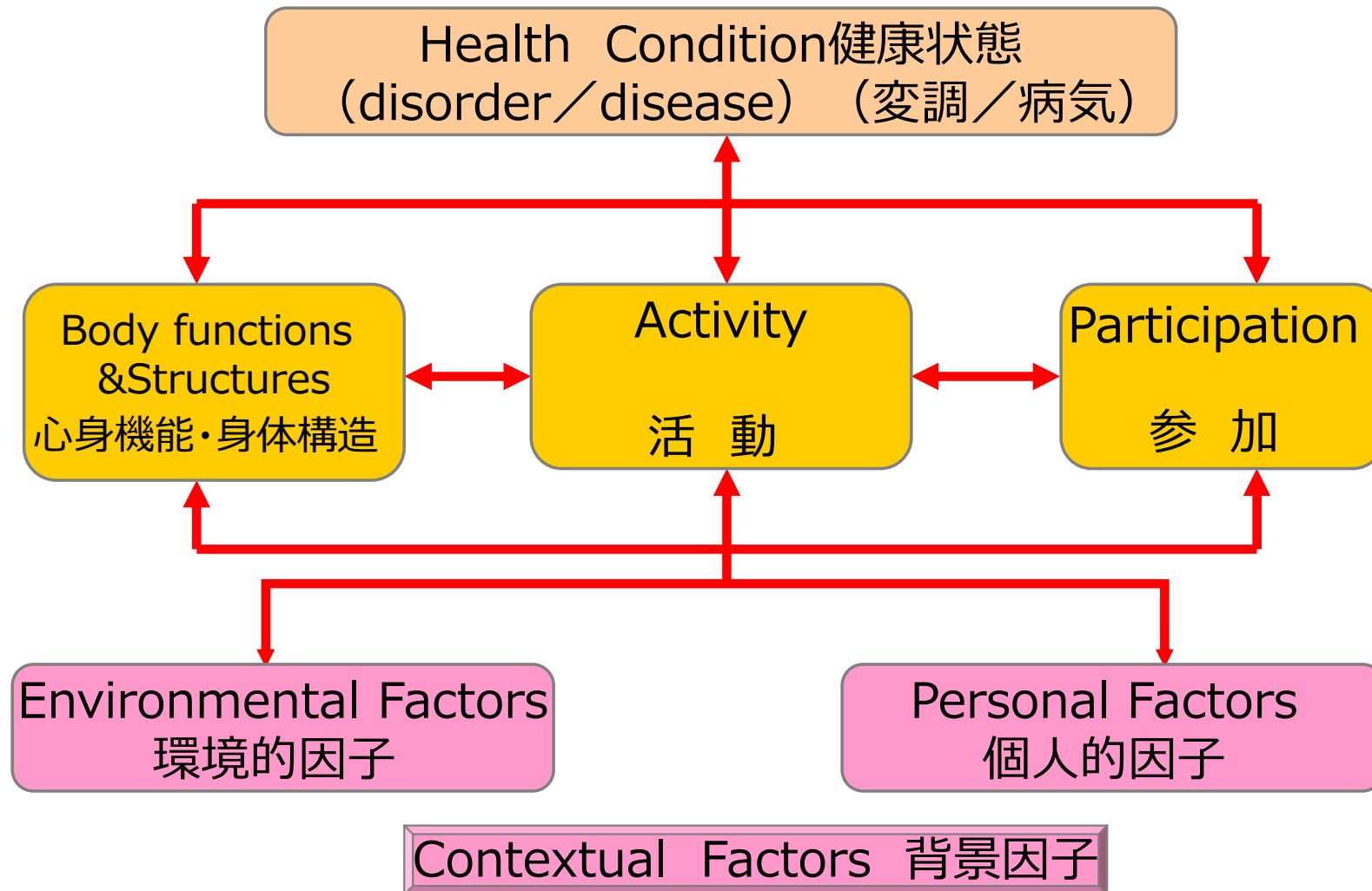


それぞれの強み（ストレングス：strength）に働きかけて、本来持っている能力を十分に発揮できるような支援を心がける必要があります。

エンパワメントしていく過程では、本人の有する力を丁寧に再確認すること、そして、周囲の環境改善を図ることが重要となります。

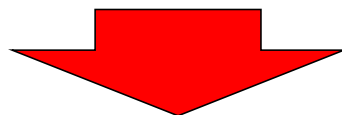


4. ICFの生活機能モデル



5. 権利擁護（アドボカシー）

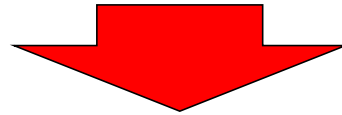
虐待防止など障害者の人権を擁護していくことと、
自ら権利を擁護していくことに困難を抱える障害者の権利を
代弁していくことが求められます。



権利擁護（アドボカシー）の考え方を、必要に応じて個別支援計画の中に盛り込んでいくことも忘れずに。（作成過程も含み）

6. 合理的配慮

社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、
過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要
な便宜を提供していくことが求められます。

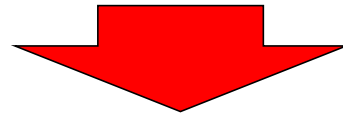


一人ひとりへの合理的配慮は、個別性が高いため、
サービス提供における個別支援計画の作成過程や
支援を実施する中で周囲と調整しながら実現して
いくことが求められます。



7. チームアプローチ

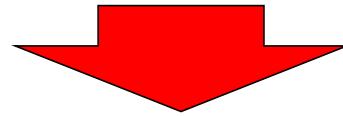
情報を共有し合い、同じ目的に向かって「本人にとっての適切な支援」を探ることを通してチームワークを高めます。



（本人や家族を含めた）関係するすべての人（機関）が同じ方向を見るところから支援がスタートします。

8. 連携

それぞれが自事業所の「強み」「弱み」を理解した上で、地域の（他の）事業者や関係機関との連携を選択することが利用者自身の「生活の質」を高めることにもつながります。

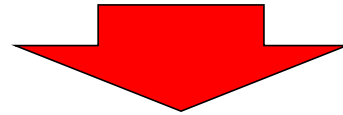


支援者は自分たちに求められている役割とは何か。
己を知り、地域資源を知ることも大切です。

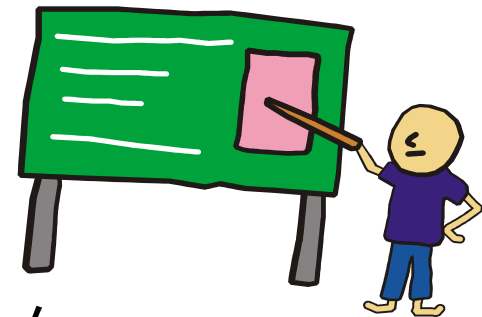


9. 専門性

さまざまな関係機関との連携支援（多分野協働）では、関係機関同士が互いを認め合い、対等な立場で協働していく姿勢が基本となります。



自身の「強み（専門性や情報）」を高めることやそれぞれの支援機関の有する「強み（専門性）」を知ること等、日々の「研鑽」や「更新」の作業が欠かせません。

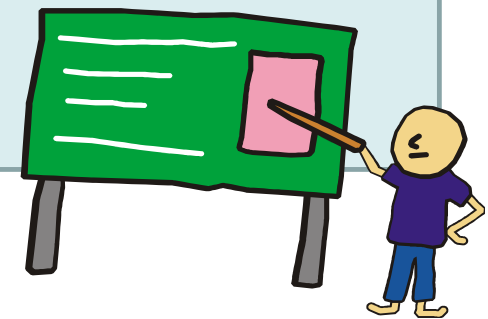


10. 個別支援計画の大事な要素

1～9で示した、さまざまな要素

利用者(本人)主体、自立(自律)、エンパワメント、ICFの障害構造、権利擁護、合理的配慮、専門性、チームアプローチ、連携等

がしっかり「おさえられ」、「含まれた」個別支援計画が作成され、実践に結びつけていくことが求められます。



さいごに

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）とは

- やりがいを感じて（多くの方の目標達成を通して、やりがいや自身の**成長が実感**できる）
- 自分も大切に（私たちの仕事の「コスト」は時間。優先順位も考えて**効率的**に）
- 長く続けて（多くの人との関わり、**専門性の蓄積**は自身の大きな財産に）
- 次へとつなげて（蓄積されたノウハウを活かし、また自身の経験を**次世代の育成**に）
- 楽しむことも忘れずに
（大変さも責任も、時に孤立感もあるかも。是非とも多くの**サビ児管との出会いや繋がりを大切に**）